

③ 各種助成・手当

1 子どものための各種助成や手当等

養育医療の給付	体重2,000g以下または身体の発達が未熟なままで生まれた赤ちゃんが、指定医療機関に入院した時に、健康保険の対象となる入院医療費の一部(食事療養費を含む)を市が負担します。	
療育医療の給付	結核にかかった18歳未満のお子さんが、指定医療機関に入院する時に、健康保険の対象になる入院医療費の一部や、学習用品及び日用品にかかる費用の一部を市が負担します。 * 所得に応じて自己負担があります。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
自立支援医療(育成医療)の給付	身体に障害がある、または医療を行わないと障害が残る恐れがあると診断された18歳未満のお子さんが指定医療機関で治療を受ける場合の医療費を助成します。 * 所得制限及び所得に応じて自己負担があります。	
小児慢性特定疾病医療費の給付	特定の疾病にかかり、一定の基準に該当する18歳未満のお子さん(継続の場合は20歳未満)が、指定医療機関において健康保険の対象となる治療を受ける場合に、費用の一部を市が負担します。 * 所得に応じて自己負担があります。	
特別児童扶養手当	20歳未満の重度または一定の基準に該当する障害を持ったお子さんを養育している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	
障害児福祉手当	20歳未満の在宅の重度の障害児で、一定の基準に該当する方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	問 高齢・障害課 障害者支援係 TEL 965-5159 FAX 965-5206
川崎市在宅重度重複障害者等手当	基準日(支給年度の8月1日)時点で6か月以上、川崎市内に継続してお住まいの、重度重複障害児者、または障害児福祉手当等を受給している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	
神奈川県在宅重度障害者等手当	基準日(支給年度の8月1日)時点で6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの、重度重複障害児者、または障害児福祉手当等を受給している方に支給されます。 * 所得制限他支給要件があります。	

2 ひとり親家庭のサポート

児童扶養手当	ひとり親家庭で18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(一定の障害がある方は20歳未満)を監護する母、父または養育者に対して支給されます。公的年金等を受給している方は、公的年金等の金額が児童扶養手当額を下回る場合に、その差額分が支給されます。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
ひとり親家庭等医療費助成制度	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(中程度以上の障害のある方、高校等在学中の方は20歳未満)を養育しており、何らかの健康保険に加入している母子・父子・養育者家庭の方に各健康保険制度の本人負担額に相当する額を助成します。 * 所得制限あり	問 保険年金課 後期・介護・医療費助成担当 TEL 965-5188 FAX 965-5202
遺族基礎年金	国民年金の被保険者が死亡したとき、一定の資格期間を満たしている場合には、その方によって生計を維持されていた「子のいる配偶者」または「子」に、18歳に達する日以後の最初の3月31日まで(子に一定の障害がある場合は20歳になるまで)支給されます。	問 保険年金課 国民年金担当 TEL 965-5153 FAX 965-5202
災害遺児等福祉手当	交通事故やその他の災害等により18歳未満のお子さんと同一生計を営む父または母が死亡または重度障害者となった場合、そのお子さんを扶養している養育者に対して支給されます。	問 区民課 住民記録第2係 TEL 965-5121 FAX 965-5202
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子家庭とその子、父子家庭とその子、寡婦家庭とその子に修学資金、就学支度資金、修業資金、技能取得資金等を審査の上、お貸しします(資金の種類によっては、利子が付きません)。	問 児童家庭課 児童家庭サービス係 TEL 965-5158 FAX 965-5206
詳しくはホームページをご確認ください。  川崎市HP 「ひとり親家庭のために」  日本年金機構HP		

ひとり親家庭の相談窓口

児童家庭課 ▶P34

母子・父子福祉センター サン・ライヴ ▶P37

3 区役所の窓口

麻生区役所総合庁舎

所在地：万福寺1-5-1

開庁時間：8:30～17:00 正午～午後1時の間は一部の業務の取扱いが休止します。

休庁日：土・日・休日・年末年始

[区民課・保険年金課のみ（一部業務は除く）第2・4土 8:30～12:30開庁]

問総合案内 TEL 965-5100

各種申請手続きや、日常生活をしている中で起こる困りごとやいろいろな悩みごとの相談ができる窓口等、子育て中にかかわる課を中心に、業務内容の一部をご紹介します。

令和6年4月現在

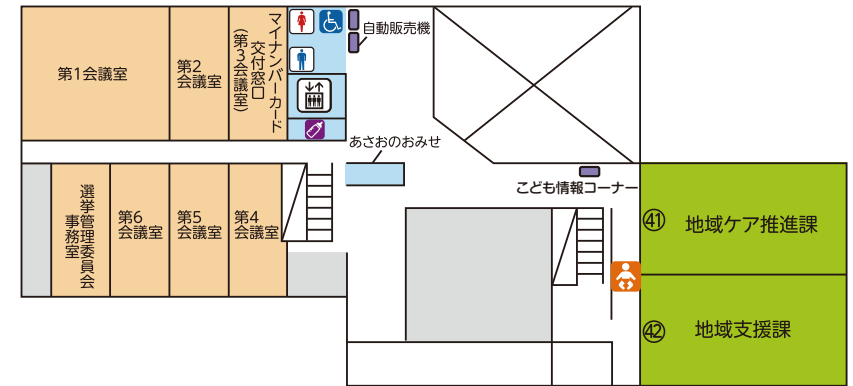
部課名	担当・係名	窓口	電話番号	内 容
区民課	住民記録第1係	2F 2,3,6,7番	965-5122	住所異動、印鑑登録等、マイナンバーカードの手続き
	住民記録第2係	2F5番	965-5121	就学事務（小・中学校入学手続き等）、児童手当申請等
	住民記録第3係	2F4番	965-5123	戸籍の届出（出生・死亡・婚姻等）
	窓口サービス向上担当	2F1番	965-5212	証明書の交付
保険年金課	国民健康保険担当	2F10番	965-5189	国民健康保険の資格、国民健康保険料の決定、給付等
	収納担当	2F8番	965-5252	国民健康保険料の納付相談、支払等
	後期・介護・医療費助成担当	2F9番	965-5188	医療費助成（小児・ひとり親家庭等・重度障害者）等
	国民年金担当	2F12番	965-5153	国民年金に関する相談等
児童家庭課	児童家庭サービス係	2F15番	965-5158	保育園の入所相談・申請、ひとり親家庭の福祉、子どもに係る各種医療給付等
地域支援課	地区支援係	4F42番	965-5157	0歳から18歳までの子ども・子育てに関する相談、健康づくり、栄養相談、母子健康手帳の交付、妊娠中の方の相談、乳幼児健診等
	地域サポート係		965-5160	
地域ケア推進課	管理運営係	4F41番	965-5156	小児ぜん息、指定難病等
高齢・障害課	障害者支援係	2F13番	965-5159	身体・知的障害者福祉
	精神保健係		965-5259	精神保健福祉

※子育て世代にかかわる内容を記載しています。

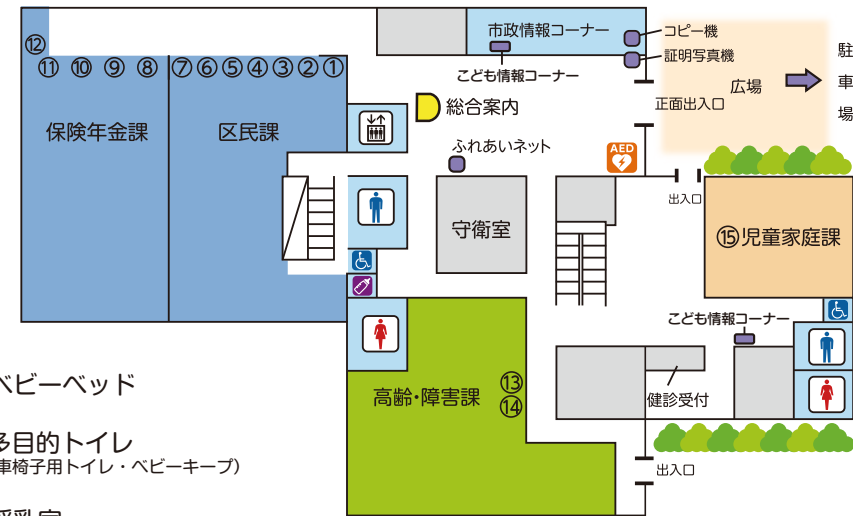
●麻生区役所総合庁舎案内図（2F・4F）

※工事の影響により窓口等の場所が変更になっている可能性があります。

4F



2F



- ベビーベッド
- 多目的トイレ
(車椅子用トイレ・ベビーキープ)
- 授乳室

麻生区役所 柿生分庁舎

所在地：上麻生6-29-18(小田急線「柿生駅」から徒歩5分)

地域活動等を行うための会議室やホールを貸し出している施設です。

証明書の発行や届出などの行政サービスは行っておりません。

問総務課 TEL 965-5108 FAX 965-5200